

岐阜県特定不妊治療費助成事業申請書 添付書類について

1. 岐阜県特定不妊治療費助成事業申請書（様式第6号）

- ・「申請者氏名」と「口座名義人」は、同一の方としてください。
（申請書に訂正がある場合、申請者の印鑑が必要になります。）

2. 岐阜県特定不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第7号）

- ・指定医療機関の主治医が記入したものです。
※発行に時間がかかる場合がありますので、治療終了までに助成の申請について指定医療機関にご相談のうえ、発行を依頼してください。

3. 特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収書（保険外診療であることがわかること）

- ・上記受診等証明書に記載された領収金額と領収書の金額が一致しているか確認してください。

4. 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類

- ・住民票（ただし、二人の続柄が確認できるもの※に限りませう）
※世帯主の表示とは別に夫及び妻の両方の記載があり、続柄（夫婦以外が世帯主の場合は十筆頭者）が記載されているもの
 - ・戸籍の全部事項証明書（いわゆる戸籍謄本）または個人事項証明書（戸籍抄本：夫婦2人分）
- 以上のいずれか（発行から3ヶ月以内のもの 本籍地省略可）とします。
※ただし、①ご夫婦がそれぞれ別の住所に居住されている場合、②世帯主が夫婦のどちらかの父母で、かつ、夫婦のどちらかと養子縁組されている場合は、住民票では婚姻関係が分からないため、**戸籍の全部事項証明書等の提出が毎回必須**となります。

5. 夫婦の住所が確認できる書類

- ・住民票
- ・「4」で住民票を提出される場合、省略できます。
※平成29年度より住所確認のための書類を住民票に限定することと、取り扱いを変更しました。

6. ご夫婦の婚姻日が確認できる書類（3か月以内の戸籍謄本等）【1回のみ】

- ・治療開始時点で夫婦であることを確認するため、
①岐阜県に初めて申請される方 → 初回申請時戸籍謄本等の提出をお願いします。
②H26.11.10以前に申請された方、すでに助成を受けられた方
→ 戸籍謄本等の提出をされていない方は、提出をお願いします。
- ・夫婦ともに外国籍の場合は、住民票の写し及び婚姻を証明する書類（領事館、大使館、本国等で発行した公的なもの）の提出となります。なお、申請者ご自身が作成されたものでよいので、訳文も添付してください。

7. 夫及び妻の児童手当法施行令による控除が確認できる所得証明

- ・市町村が発行する所得証明書（児童手当法施行令による控除が確認できるもの）
→市町村の窓口で「児童手当用の所得証明書」又は「所得・課税証明書」を入手してください。
※夫と妻それぞれにその証明書の「合計所得金額」から80,000円及び諸控除を引いた額を求め（マイナスになる場合は0とします）、二人分の合計額が730万円未満であれば申請できます。
※所得のない方についても上記証明書を提出する必要がありますので、必ず二人分をそろえて提出してください。

※ 1月から5月までの申請については前々年、6月から12月までは前年分を提出してください。

(参考)

< 児童手当法施行令による所得の計算方法 >

$$\boxed{\text{所得額}} = \text{年間収入金額} - \frac{\text{必要経費}}{\text{(給与所得控除額)}} - 80,000\text{円} - \text{諸控除(※)}$$

(源泉徴収票でいう、「給与所得控除後の金額」)

諸控除の種類 (※)	控除額
雑損控除	控除相当額
医療費控除	控除相当額
小規模企業共済等掛金控除	控除相当額
勤労学生控除	270,000円
障害者控除	270,000円×該当者数
特別障害者控除	400,000円×該当者数

* 申請書の提出期限は、治療が終了した日の属する年度末（3月31日）です。
期限を過ぎますと、当該年度分の助成ができませんので、ご注意ください。